

市立霊園一般墓所返還による 合葬式墓所の申込み（一般墓所返還制度）について

1 一般墓所返還制度とは

(1) 概要

- 福岡市立霊園の一般墓所（普通墓所・芝生墓所）の利用者が、一般墓所を返還することを前提に、福岡市立平尾霊園合葬式墓所の「直接合葬」に限り、利用者募集（公募）とは別に申込みすることができる制度です。
- ※ 個別埋蔵後合葬を希望する場合は、当制度の利用はできません。
一般墓所を返還した後で、毎年募集する合葬式墓所の利用者募集（公募）に申し込む必要があります。（当選するとは限りません）

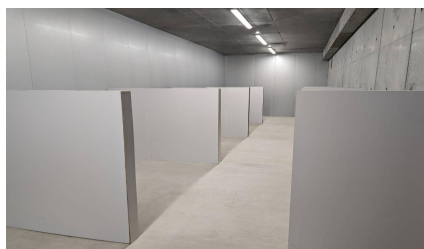


【平尾霊園合葬式墓所全景】（イメージ）

管理事務所

合葬式墓所本体（埋蔵室）

参拝所



【埋蔵室】（イメージ）

直接合葬：最初から合葬（納骨袋に入った焼骨を、他の焼骨と一緒に埋蔵）します。

(2) 合葬式墓所の埋蔵対象

- 一般墓所返還制度による合葬式墓所の埋蔵対象（埋蔵できる焼骨，生前予約）は、以下のとおりです。（申込み後の変更はできません。）
- ・ 申込み時点で一般墓所に埋蔵されている焼骨
 - ・ 一般墓所利用者の生前予約
 - ・ 一般墓所利用者の親族（1名まで）の生前予約（※）

（※） 一般墓所利用者の親族は、6親等内の血族，配偶者，3親等内の姻族，または事実上婚姻関係と同様の事情にある人です。

事実上婚姻関係と同様の事情にある人とは、申込み時点で次のいずれかを満たす人になります。

- ・ 住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」を記載する届出を完了している人（「同居人」は不可）
- ・ 福岡市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書受領証（福岡市と相互利用に関する協定書を締結している都市の受領証を含む）の交付を受けた人

(3) 合葬式墓所の使用料

- 直接合葬 1体あたり 64,000円

2 一般墓所返還手続きの流れ

※まず、市立霊園窓口（市役所 4 階）又は各霊園管理事務所にご相談ください。

(1) 返還前の手続き等

1. 一般墓所墓所利用者が死亡している場合は、利用者の変更手続き（利用権承継）が必要です。
2. 一般墓所利用者の住所・本籍等が変更になっている場合は、記載事項の変更手続きが必要です。
3. 一般墓所の利用許可証を紛失している場合は、再交付申請が必要です。
4. 一般墓所の管理料支払い（未払いがないことの確認）が必要です。

※1～3については、それぞれの手続き案内をご確認ください。

(2) 合葬式墓所の利用申請

提出書類

- 合葬式墓所の利用許可申請書（自書でない場合は印を忘れずに押してください。）
※申請書の様式は、市立霊園窓口又は各霊園管理事務所でお渡し（手渡し、郵送）します。
- 一般墓所の福岡市霊園利用許可証（原本）

（添付書類）

- 親族の生前予約をする場合
一般墓所利用者と親族の続柄がわかる以下の書類
 - ・ 戸籍謄本又は住民票の原本
 - ・ パートナーシップ宣誓をしている方は、パートナーシップ宣誓書受領書等のコピー

(3) 使用料の支払

- 書類審査後、合葬式墓所使用料の納入通知書を郵送いたしますので、納入通知書記載の期日までに指定の金融機関で納入して下さい。
※ 合葬式墓所の利用許可は、使用料の支払い確認後になります。

(4) 焼骨の改葬手続き

- 一般墓所から合葬式墓所への、焼骨の改葬手続きが必要です。
詳しくは、「市立霊園からの改葬手続き」の案内をご確認ください。

(5) 一般墓所の返還手続き

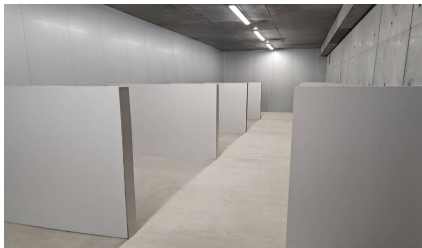
- 一般墓所を解体（更地化）し、利用地を返還することが必要です。
詳しくは、「返還手続き」の案内をご確認ください。
- 一般墓所に埋蔵されている焼骨は、合葬式墓所に埋蔵するまで、利用者自身で保管しておいてください。

(6) 合葬式墓所の利用許可

- 返還手続きが終了し、使用料の納入が確認できた後、合葬式墓所の利用許可証を送付します。

3 合葬式墓所への焼骨埋蔵方法

- 焼骨の埋蔵は予約制です。
平尾霊園管理事務所（窓口又は電話）まで予約をお願いいたします。
（平尾霊園管理事務所 TEL:092-531-0655）
※ 予約受付開始日は、利用許可証の送付時にお知らせします。
- 埋蔵の際は、事前に焼骨を市がお渡しする専用の納骨袋に移し替えていただいた上で、合葬式墓所内の受付窓口でお預かりします。
※ 施設管理者（管理事務所職員）は、焼骨の移し替えは行いません。
※ 埋蔵できるのは焼骨のみで、遺品等は納骨袋に入れられません。
- 埋蔵室への埋蔵作業は、施設管理者で行うため、埋蔵室への立ち入りはできません。また、埋蔵場所の指定はできません。
※ 埋蔵された焼骨は、返還することができません。
- 焼骨は、利用許可日（一般墓所利用者及び親族は、対象者が死亡した日）から3年以内に埋蔵してください。
※ 3年を経過した場合、利用許可を取り消す場合があります。
- 一般墓所利用者及び親族は、死亡後の焼骨が埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。（親族や知人に依頼するなど。）



【埋蔵室】（イメージ）
合同埋蔵室

4 合葬式墓所の参拝方法

- 屋外に設けられた参拝所での参拝になります。埋蔵室に入ることはできません。
- 参拝所では、焼香と献花ができます。食料品などのお供え物は置くことができません。
- 読経等は、他の参拝者の迷惑となるため、できません。
- 市では、法要等の供養は行いません。



【参拝所】（イメージ）

問い合わせ先

福岡市役所 市立霊園窓口（市役所4階）
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話（092）711-4869 FAX（092）401-0025

福岡市立平尾霊園管理事務所
〒815-0071 福岡市南区平和4丁目1番
電話（092）531-0655 FAX（092）401-0280